

公益法人等・人格のない社団等収益事業開始申告書の記載要領

- 1 この申告書は、「公益法人等」又は「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」が新たに収益事業（法人税法施行令第5条に規定されている事業）を開始した場合に、府内の主たる事務所又は事業所の所在地を担当する府税事務所に提出してください。
※提出期限は、収益事業を開始した日から2ヶ月以内となっています。
- 2 「※処理事項」欄には、記載する必要はありません。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
- 4 「収益事業の種類」欄には、法人税法施行令第5条に規定されている事業のうち、該当するものを記載してください（例えば「物品販売業」）。
- 5 「事務所等の名称等」欄には、収益事業を営む事務所又は事業所の名称及び所在地を記載してください。